日韓歴史問題をめぐる日本の市民運動とその背景

吉澤 文寿(新潟国際情報大学教授)

2018年10月30日に大韓民国大法院(最高裁判所)が、強制動員被害者である韓国人の原告4人が主張した「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権」を認めて、新日鐵住金(現・日本製鉄)に対して賠償を命じた判決(「10・30判決」)から1年が経った。この判決に対して、日本政府は「国際法違反」、すなわち日本企業に対する賠償命令が日韓請求権協定による合意内容に反すると非難した。それ以来、日韓両国の政治外交関係は悪化の一途をたどっている。

2019 年 5 月 1 日から被害者側が日本企業の財産を差し押さえ、現金化する手続きを進めると、日本政府は韓国向けの輸出を見直す方針を発表し、軍事転用の恐れがある物品を厳格に管理していると認めた「ホワイト国」から韓国を除外する政令改正を閣議決定した。これに対し、韓国政府もまた日本を「ホワイト国」から除外するとともに、日韓軍事情報包括保護協定(GSOMIA)を延長しないと発表した。韓国国内では「NO 安倍」のスローガンを伴う日本製品不買運動が行われ、韓国から日本への旅行者は大幅に減少した。そればかりではなく、自治体などが主催する日韓両国の市民交流も中止されるなど、「日韓関係悪化」は貿易、安全保障、さらに市民交流などの幅広い領域に及んでいる。

日本国内の出版状況を見ると、いわゆる「嫌韓本」と言うべき低廉な書籍や、月刊誌や週刊誌における「嫌韓」特集の見出しが躍るようになった。日本国内で官民挙げての「韓国バッシング」が盛んになっているという表現は正鵠を射ているであろう。その状況を憂い、問題視する側もまた、「悪化した日韓関係」をいかに考え、克服するかというところに焦点を当てているため、これらのメディアの視聴者や読者は関心を持てば持つほど、「日韓」「悪化」「日韓」「悪化」と繰り返し刷り込まれることになっている。

たしかに、よりよい日韓関係を目指して、自分たちのできるところから取り組むという姿勢はとても 大切であるし、その実践は必ず平和の構築に寄与するという意味で、尊敬に値する。しかし、それでも なお、現在の日本の世論状況を見ると、「日韓関係」を問題の出発点に据えている段階で、ある種の「罠」 にはまってしまっていると思えてならない。

何故か。それは、「10・30判決」は韓国のナショナリズム、すなわち韓国人の「反日意識」ではなく、被害者の尊厳回復のための活動を支援してきた日韓を中心とする市民たちの運動によってもたらされたからである。そのことを説明するために、植民地支配による朝鮮人たちの被害の真相究明および日本政府や日本企業に対する加害責任の追及、そして謝罪および賠償、さらに再発防止のための記念事業や教育などを要求してきた被害者および支援者の運動を知る必要がある。ただし、ここではその歴史的背景と概要を述べるにとどめておく。その詳細については特集されたそれぞれの記事を参照されたい。



日本の朝鮮植民地支配責任については、極東国際軍事裁判(東京裁判)においても、1952 年 4 月 28 日に発効した日本国との平和条約(対日講和条約)においても不問に付された。日韓両国が直接交渉して1965年6月22日に締結した日韓基本条約および諸協定でも、日本の植民地支配責任は明記されず、「独立祝賀金」として韓国に対する経済協力が実施されたのみであった。日韓国交正常化以後、韓国の朴正煕政権は財産補償と死亡者への弔慰金のみを支給し、生存者には何の補償もなかった。このようにして、韓国人を含む植民地支配の被害者たちは、日中戦争およびアジア太平洋戦争期における強制動員の被害に限ってみても、全く顧みられることがなかったのである。いわゆる「1965年体制」は植民地支配責任への不問を埋め込みつつ、日米韓三国がアジアの共産主義と対峙しながら共存共栄を図る目的で成立したものであった。

この間、日本と韓国では被害者たちは、請願運動から始まり、とくに日韓国交正常化以後に裁判闘争をはじめとする幅広い運動を展開した。日本から植民地支配に対する何らの謝罪の言葉もない日韓国交正常化に対して、韓国では「屈辱外交」であるとして反対運動が高揚した。一方、日本における反対運動は必ずしもそのような韓国の人々の意識を共有するものではなかったものの、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』(未来社、1965年)をはじめとする在日朝鮮人研究者らによる告発を受けて、戦時における朝鮮人強制動員や関東大震災における朝鮮人虐殺などの真相究明および被害者の様々な活動を支援する市民が現れるようになった①。李美淑が詳細に明らかにしているように、1970年代から1980年代にかけて、韓国の民主化運動を支援する「日韓連帯運動」が繰り広げられたこともこの文脈に位置づけてよい②。日韓の市民は「人間の尊厳を守る」という点において、行動を共にしてきたのであり、そのような運動は徐々に「1965年体制」に埋め込まれた植民地支配責任ないし植民地主義を揺さぶることになったのである。

1987年は韓国民主化の年として記憶されている。それ以前から、戦後補償関連の裁判が断続的に行われていたが、この年を契機として韓国の被害者が次々と自らの被害を訴えるようになったことは、やはりエポックメイキングな現象と呼ぶべきである。今日「徴用工」と呼ばれる強制動員被害者、日本軍「慰安婦」被害者をはじめとして、BC級戦犯被害者、在韓被爆者、サハリンに強制連行された被害者など、多くの被害者が名乗り出るようになったことで、しばしば抽象的に理解されがちであった植民地支配の歴史に関わる問題が人権問題としてより明確に可視化されたのである。さらに、1990年には朝鮮労働党と自由民主党、日本社会党による三党共同宣言が発表され、翌年から日朝国交正常化交渉が始まったことにより、植民地支配被害者は朝鮮民主主義人民共和国にも存在するということが日本の人々に知れ渡ったのである。

そして、1990年代から戦後補償問題が大いに注目され、日韓を中心とする市民たちが被害者の人権回復の実現を目指して、真相究明、証言集会、裁判闘争、そして日本や韓国の政府、企業、議会などへの請願行動など、幅広く活動した。韓国においても過去清算事業が進行し、光州抗争、済州 4・3 蜂起、朝鮮戦争、そして軍事政権期における民間人虐殺や疑問死に続いて、植民地期の強制動員被害者に対する真相究明調査が行われるようになった。日本においても、1995年8月15日に村山富市首相が談話を発表し、日本の植民地支配によって生じた被害に対する「道義的責任」を認めるに至った。しかしながら、これらの日韓両国の国家権力による取り組みは日韓請求権協定によって植民地支配の問題が解決済みで

あるとする枠を乗り越えるものではなく、多くの生存する被害者たちは置き去りにされたままであった。そのような状況の転機となったのが、被害者およびその支援者による日韓会談関連外交文書の公開を求める運動であった。2004年2月にソウル行政法院がその要求を一部認めて、5件の文書開示を韓国の外交通商部に命じたことをうけて、2005年に韓国政府は日韓会談関連外交文書を全面開示し、同年8月26日に李海瓚国務総理の主催で開催された韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会が日本軍「慰安婦」問題や原爆被害者などの「日本政府・軍等の国家権力が関与した反人道的不法行為」による被害に対する賠償問題が日韓請求権協定によって解決されていないことを明らかにした。そのときに、同協定が対日講和条約第4条に基づく日韓両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するものであったという見解も示された30。日韓会談文書公開を求める運動は日本の市民団体も取り組み、日本の外務省は少なくない不開示部分を残しながらも、その所管する文書の所在を明らかにした。こうして、2019年までに日韓両国で10万枚以上の外交文書が開示されている。

さて、冒頭の問題提起に立ち返ると、「10・30 判決」はこのようにして植民地支配による被害者たち、そして彼ら/彼女らを支援する日韓を中心とする市民たちが粘り強く戦い続けた成果に他ならない。当然ながら日朝国交正常化交渉を行う際にも、朝鮮民主主義人民共和国側はこの判決を踏まえて、日本政府および日本企業による反人道的不法行為による自国民の賠償を要求するであろう。「10・30 判決」は、加害者の植民地支配責任を認定し、被害者の人間としての尊厳を回復し、日本と朝鮮半島の間に真の平和、すなわち戦争がなく、貧困や抑圧、環境破壊などの「構造的暴力」も排された「積極的平和(Positive Peace)」の実現に寄与するものである。

日本と朝鮮半島の人々が求めているのは、植民地支配責任に対する不問を埋め込み続けた「1965 年体制」という名の、人々を構造的に抑圧する「消極的平和(Negative Peace)」であろうか。そのような平和であれば、戦争と植民地支配の記憶は忘却され、歪曲されることになり、再び私たち、とりわけ日本の市民は同じ過ちを繰り返すことにならないだろうか。日本と朝鮮半島の市民たちは真の平和を作り出すために、今日まで粘り強く対話を継続してきた。とりわけ「嫌韓」が吹き荒れている日本においては、「日本」対「韓国」という図式を一度投げ捨て、「積極的平和」を作る人々とそれに抗する人々という構図を見据えてこそ、「1965 年体制」をめぐる対抗関係が明らかになることを改めて指摘しておきたい。

注

- 1) その概要については、吉澤文寿「<研究ノート> 朝鮮人強制連行関連地域における市民運動の取り組み」(『新 潟国際情報大学国際学部紀要』第1号、2016年4月)を参照されたい。
- 2) 李美淑『「日韓連帯運動」の時代 1970 80 年代のトランスナショナルな公共圏とメディア』東京大学出版会、 2018 年。
- 3) 韓日会談文書公開等対策企画団『国務調整室報道資料』2005年8月26日付。日本弁護士連合会による仮訳を参照した。https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/sengohosho/sonota_01.pdf